

「三陸復興国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」の概要

## 1. 背景

平成27年1月開催の中央環境審議会における審議を経て、南三陸金華山国定公園の指定を解除し、同区域を三陸復興国立公園に編入することが適切であるとの答申を受けたところである。

そのため、自然公園法第20条第3項第11号の規定に基づき定められている、特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物（以下、「指定植物」という。）について、三陸復興国立公園及び新たに国立公園区域に編入される南三陸金華山地域の特別地域内における独特の生態系、植物相、自然景観等を適切に保護するため、三陸復興国立公園の指定植物を新たに指定するものである。

## 2. 指定する植物種数

南三陸金華山地域が編入されることに伴い新たに指定する植物種数及び三陸復興国立公園から継続で指定する植物種数、三陸復興国立公園の指定植物種数の総計は、以下のとおり。

○新たに指定する植物種数	50種
○継続して指定する植物種数	186種
○指定する総植物種数	236種

## 3. 種の指定理由

### ○新たに指定する植物種

南三陸金華山国定公園の指定植物種及び既存文献・有識者へのヒアリングにより生育が確認できた植物種（南三陸金華山国定公園の指定植物種は除く）を母集団として、三陸復興国立公園の指定植物を除いた、指定植物選定理由に該当する50種を指定する。